

令和4年度決算報告 令和4年4月1日～令和5年3月31日(単位:円)

資金収支計算書		収入	220,567,002
事業活動による収支	収入	220,567,002	
	支出	201,698,762	
事業活動資金収支差額		18,868,240	
施設整備等による収支	収入	0	
	支出	69,382,961	
施設整備等資金収支差額		△69,382,961	
その他の活動による収支	収入	29,473,456	
	支出	1,526,260	
その他の活動資金収支差額		27,947,196	
当期資金収支差額合計		△22,567,525	
前期末支払資金残高		213,603,941	
当期末支払資金残高		191,036,416	

事業活動計算書		収益	219,263,884
サービス活動増減の部	収益	219,263,884	
	費用	213,825,772	
サービス活動増減差額		5,438,112	
サービス活動外増減の部	収益	1,303,118	
	費用	830,187	
サービス活動外増減差額		472,931	
経常増減差額		5,911,043	
特別増減の部	収益	723,868	
	費用	19,737,312	
特別増減差額		△19,013,444	
当期活動増減差額		△13,102,401	
次期繰越活動増減差額		354,457,340	

貸借対照表		資産の部	
流動資産		200,329,889	
固定資産		316,410,643	
基本財産		179,066,010	
その他固定資産		137,344,633	
資産の部合計		516,740,532	
負債の部		純資産の部	
流動負債		13,639,445	
固定負債		13,588,226	
負債の部合計		27,227,671	
基本金		41,112,994	
国庫補助金等特別積立金		93,942,527	
その他の積立金		0	
次期繰越活動増減差額		354,457,340	
純資産の部合計		489,512,861	
負債及び純資産の部合計		516,740,532	

新年会

1月11日に新年会を開催しました。食堂の入口前に手作りの鳥居を設置してぐりました。また、お年玉袋にお菓子を入れて配ったり、皆で歌を歌ったりするなどお正月の雰囲気を楽しみました。
(生活支援員 浜野雄大)



スポーツレクリエーション

5月の天候の良い日に、スポーツレクリエーション（フライングディスク、バトミントン、ボール投げ、日光浴）を実施しました。皆さん自分の得意なレクリエーションを楽しみました。会の終わりには自動販売機で飲み物を買って飲みました。いつもの飲み慣れた飲み物でも、身体を動かした後に飲むものは格別だったようです。
(生活支援員 永井健太)



春の寿司

3月3日、春のお寿司を開催しました。今年は、多種類の巻き寿司、デザートにケーキを食べました。晴天に恵まれ、ぼれガーデンで春の暖かさを感じる事が出来ました。
(生活支援員 岡本亨佳)



寄付・寄贈お礼 (順不同) 令和4年12月～令和5年5月

○ぼれぼれ家族会様 ○小橋 弘正様 ○益本 隆雄様
○西村 茂様 ○周藤 和美様 ○前原 勝治様 ○原 景子様
○白神 久栄様 ○森の馬小屋様 ○ふじ薬局備前店様
地域の方からたくさんのお野菜をいただきました。
お心遣い誠にありがとうございます。



理事会・評議員会報告

令和5年5月20日 理事会
令和5年6月10日 評議員会・理事会を開催いたしました。

理事長退任 梶谷 勝彦様
理事長就任 神田 光弘様
理事退任 若林 守様
評議員退任 延藤國男様、成木俊一様
評議員就任 河本定久様

新しい職員の紹介

三宅一史 (3月31日採用)
少しでも利用者様のプラスになれるよう尽力していきます。若輩者ですが、よろしくお願ひします。

角南 愛 (6月1日採用)
至らない点も多いと思いますが頑張ります。よろしくお願ひします。

小田桃華 (6月1日採用)
今まで、やったことのない職業ですが、頑張ります。

退職職員 仲西正之 皆さまには大変お世話になりました。

行事予定

7月	施設旅行	11月15日	たこ焼き・音楽の祭典
7月20-21日	健康診断	12月25日	クリスマス会
7月28日	お涼み会	1月	健康診断
8月9日	サマーバケーション	2月21日	第三者委員会
9月18日	家族会役員会	3月4日	春の寿司
10月18日	スポーツレクリエーション	3月16日	理事会
10月25日	ハロウィンパーティー	3月20日	家族会役員会
10月28日	理事会		

編集後記

夏空がまぶしく輝くころとなりました。利用者の皆さまの元気なお姿が少しでもお届けできれば幸いです。作成にあたりまして、お力添えいただきました皆様に心より感謝申し上げます。
(広報委員 吉崎郁子)

ご挨拶

理事長 神田光弘

皆さん初めまして。今般、6月10日に開催された「評議員会」及び「理事会」におきまして理事長に就任致しました、神田光弘です。

これからは、ぼれぼれの職員の皆さん、入所者の皆さん、ご家族の方々、役所や地域の方々など、さまざまな方面から支えていただきながら、ぼれぼれの健全な運営に貢献できればと考えています。

さて私は、昭和36年8月、岡山市内で生まれ、大学進学より岡山を離れ、卒業後は大阪に本社を持つ化学会社に就職いたしました。転勤によって東京、大阪、埼玉等を行き来しましたのち、令和3年8月に60歳定年を迎え、岡山へ帰郷して現在に至っております。

在職中は一貫して「人事・総務」畑を歩みましたが、障がい者の方々へのお仕事の指導やご家族との面談など、障

がい者雇用にも携わってまいりましたので、そのような経験が少しでも役に立てばと考えています。

「ぼれぼれ」は昨年度、設立より20周年を迎えたことですが、当施設も多くの施設と同じような課題があることと思います。そのような課題に対して、一つ一つ丁寧に皆さんと共に考察、相談、協議を重ね、問題解決を図り、利用者の皆さんやご家族の方々に喜んでいただける施設へのハード・ソフト両面の向上や、また職員の方々のより良い職場づくりを行っていきたく思いますので皆様のご理解、ご協力をいただきながら日々努力をしてみたいと思います。

今後とも社会福祉法人恒和永千会並びに障害者支援施設ぼれぼれへのご支援を心よりお願い申し上げます。

保健衛生委員会

コロナが感染症5類に引き下げられましたが、保健衛生委員会では、前年度同様に感染症対策の一環として手洗い指導などを行っています。今後も利用者と職員が共に、手洗い消毒をしっかりと実施し、安心・安全な生活が営めるよう取り組んでいきます。またコロナやノロウイルスなどによる感染症が施設内で起こった際に、身に着ける保護具の管理や着用指導なども行い、「いざというとき」慌てず行動出来るよう、準備と啓発に努めていきます。またBCP(事業継続計画)の見直しを行い、感染症が発生した場合においても、必要な支援を継続できるように対応訓練なども行います。他にも職員へ歯磨きのブラッシング指導を行い、仕上げのポイントを改めて学び、利用者さんの口腔内衛生に努めていきます。(委員長 岡本 航)

表町分場

岡山市表町のぼれぼれ分場では、活動で工作をしています。その中で紙チップを使った貼り絵作品があります。紙チップの作成は、①古紙を使います。②古紙をシュレッダーで細かくします。③その紙を水で洗いながらつぶしてチップの原料を作ります。④チップの原料にお花紙を混ぜることでチップに様々な色付けをします。⑤色付けした物を型に入れて乾かすと紙チップが出来あがります。各工程に利用者さんが関わってみんなで作品を作り上げています。リサイクル作品であることと、そのなんとも言えないあたたかな感じが作品に出ることから、いろいろな方からお褒めの言葉をいただいています。

(生活支援員 永田 晃)



第三者委員会

令和5年2月に第三者委員会を開催しました。今年度は満足度調査としてご家族様にアンケートを取る形式ではなく、支援をしていくなかで困っている事や5年10年後に目を向けた支援内容についての話し合いが中心となりました。その中で利用者様の加齢に伴い「支援」と「介護」の両方が求められている場面が以前より増えてきたことが話題に上がりました。これについては第三者委員の景山様と岡崎様よりご意見やアドバイスを頂きました。今後もぼれぼれが利用者様にとって過ごしやすい場所になることを目指して支援をしていきたいと思ひます。

(支援リーダー 角原光貴)

令和4年度苦情受付報告

事業所	支援関係	個人の嗜好について	財産関係	その他	受付合計	解決	保留
和気本場	1	0	0	1	2	2	0
表町	0	0	0	0	0	0	0



マネージャーとして

今年度からマネージャーをさせていただくことになりました。振り返ると、20年間、ぼれぼれでの生活支援員という仕事に携わり、本当に様々な体験・経験をさせていただきました。その中で、開所時から変わったこともたくさんありました。一緒に働く職員や法律、利用者の方々などです。でも、ずっと変わらないことは、この仕事は一人ではできないものなので、いつも他の職員や利用者の方々、その家族のみなさまに支えられていること。一緒に過ごす時間を通じて、楽しい瞬間を共有することができていることです。これからも、みなさんの笑顔の瞬間を逃さず、私も楽しんで仕事をしていけたらと思います。過分に不慣れなところも多く、それに伴って大変なこともたくさんあり、みなさまにはご迷惑をおかけすることもあるかと思ひますが、どうぞよろしくお願い致します。

(マネージャー 永田千香子)

『障害者虐待防止・身体拘束適正化について』

障害者虐待防止法では、「何人(なんびと)も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定されています。「何人(なんびと)も」とありますが、障害者虐待防止法では「虐待をする人」を具体的に示しています。それは、①養護者(家族など)、②障害者福祉施設従事者等(生活支援員など)、③使用者(雇用者など)です。

次に、どのような行為が虐待に該当するのかという点、①身体的虐待、②心理的虐待、③性的虐待、④経済的虐待、⑤放棄・放置。この5つの項目の内、一つでも当てはまれば虐待行為になります。当然のことながら、虐待は罪になるので虐待をした者は逮捕され傷害罪等で罰せられます。また、正当な理由なく障害者の身体を拘束することも身体的虐待に当てはまることから、国は各事業所に「身体拘束」に係る適正な対応に取り組むよう指導しています。虐待防止法では「身体拘束」について「衣類や綿入り帯等を使って、一時的に『介護を受ける高齢者等』の身体を拘束し、運動することを抑制する等、行動を制限すること」と示しています。

早期に虐待を発見するためには、障害者が不当な扱いや虐待を受けていることを見逃さないこと。虐待が疑われるサインがみられる場合には、発見者は一人で問題を抱え込まずに速やかに市町村虐待防止センターに通報することが重要です。(サービス管理責任者 土山英彦)

栄 養 通 信

5月8日に新型コロナウイルス感染症に関する感染症法上の位置付けが5類感染症に移行されました。これに先駆け、3月13日からマスクの着用は個人の判断が基本となり、多少の不安を抱えながらもマスク生活から解放されつつあります。しかし給食室では、食品衛生上の危害の発生を防止する観点から平常時からのマスクの着用が求められます。ヒトの鼻腔や咽頭には食中毒の原因である黄色ブドウ球菌が存在する可能性があります。口や鼻の細菌やウイルスなどの微生物が手指や食品に付着するのを防ぐこと、くしゃみや咳をした際に飛散を防ぐことで感染症や食中毒発生のリスクを軽減することが目的です。また、装着中のマスク表面も汚染されている可能性を疑い、触れたらその都度手を洗う必要があります。これからも利用者の皆さまに安心・安全な食事を提供できるよう努めてまいります。(管理栄養士 吉崎郁子)

健康通信

新型コロナウイルス感染症が、本年五月八日から、インフルエンザと同様の第五類に移行されました。これに伴い社会生活も次第に緩和されてきています。ぼれぼれも例外ではありませんが、ご高齢の入所者様もおられますので、今後も気を引き締めて、基本的な感染予防対策は継続して参ります。さて、最近「フレイル」ということばを目や耳にされませんか?「フレイル」とは、健康な状態と日常生活でサポートが必要な要介護との中間を言います。言い方を変えると、足腰の筋力が衰えて、歩くのに杖が必要な状態とも言えます。当施設は障害者施設という特殊性もあり、いかにフレイルを予防するかが、今後の課題の一つです。しかし、今は日々の生活の中で、利用者の皆様がおいしく食べることができ、動けて、いろいろな楽しみを味わうことができるような支援を心がけていくことが、ぼれぼれでのフレイル予防に繋がるのではと考えます。(看護師 久森正子)

